**給与改定勧告及び実施状況の概要（令和元年度～令和５年度）**

|  |  |
| --- | --- |
| 勧　　　告 | 国　会　の　決　定 |
| 改定の内容 | 内　容 | 実　施　時　期 |
|  令 和 元 年 度 | 元.8.7 勧告民間給与との較差に基づく給与改定等１　給与法の改正改定率　0.09％(1)　俸給表①　行政職俸給表(一)民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1％）②　その他の俸給表行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）(2)　住居手当・公務員宿舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）・手当額が2,000円を超える減額となる職員については、１年間、所要の経過措置(3)　期末・勤勉手当・令和元年12月期の勤勉手当を0.975月分（特定管理職員は1.175月分、指定職職員は1.025月分）に・令和２年度以降、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.95月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.15月分、指定職職員についてはそれぞれ1.0月分）に　２　任期付研究員法の改正　　　俸給表及び期末手当の引上げ３　任期付職員法の改正俸給表及び期末手当の引上げ | 勧告どおり | 　　31.4.1　　2.4.1　　元.11.22　　2.4.1　　31.4.1(期末手当は元.11.22と2.4.1） |
| 令和２年度 | 2.10.7 勧告民間給与との較差に基づく給与改定１　給与法の改正期末・勤勉手当・令和２年12月期の期末手当を1.25月分（特定管理職員は1.05月分、指定職職員は0.65月分）に・令和３年度以降、６月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.275月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.075月分、指定職職員についてはそれぞれ0.675月分）に２　任期付研究員法の改正　　　期末手当の引下げ３　任期付職員法の改正　　　期末手当の引下げ2.10.28 報告民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定に関する勧告は行わず報告のみ | 勧告どおり | 　　2.11.30　　3.4.1　　2.11.30(３年度以降の期末手当は3.4.1)) |
| 令和３年度 | 3.8.10 勧告民間給与との較差に基づく給与改定１　給与法の改正期末・勤勉手当・令和３年12月期の期末手当を1.125月分（特定管理職員は0.925月分、指定職職員は0.575月分）に・令和４年度以降、６月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.2月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.0月分、指定職職員についてはそれぞれ0.625月分）に２　任期付研究員法の改正　　　期末手当の引下げ３　任期付職員法の改正期末手当の引下げ | 勧告どおり(３年度の期末手当引下げ相当額は４年６月期の期末手当で減額調整）　 | 　　　4.4.13 |

|  |  |
| --- | --- |
| 勧　　　告 | 国　会　の　決　定 |
| 改定の内容 | 内　容 | 実　施　時　期 |
| 令和４年度 | 4.8.8 勧告民間給与との較差に基づく給与改定１　給与法の改正　　　改定率　0.23％(1)　俸給表①　行政職俸給表(一)民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率0.3％）②　その他の俸給表行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）(2)　期末・勤勉手当・令和４年12月期の勤勉手当を1.05月分（特定管理職員は1.25月分、指定職職員は1.05月分）に・令和５年度以降、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ1.0月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.2月分、指定職職員についてはそれぞれ1.025月分）に　２　任期付研究員法の改正　　　俸給表及び期末手当の引上げ３　任期付職員法の改正俸給表及び期末手当の引上げ |  勧告どおり | 　　4.4.1　　4.11.18　　5.4.1　　4.4.1(期末手当は4.11.18と5.4.1） |
| 令和５年度 | 5.8.7 勧告民間給与との較差に基づく給与改定１　給与法の改正　　　改定率　0.96％(1)　俸給表①　行政職俸給表(一)民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を11,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を12,000円引上げ。これを踏まえ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定（平均改定率1.1％）定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定②　その他の俸給表行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率（0.3％）と同程度の引上げ改定(2)　期末・勤勉手当・令和５年12月期の期末手当を1.25月分（特定管理職員は1.05月分、指定職職員は0.675月分）に、令和５年12月期の勤勉手当を1.05月分（特定管理職員は1.25月分、指定職職員は1.075月分）に・令和６年度以降、６月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.225月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.025月分、指定職職員についてはそれぞれ0.65月分）に、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ1.025月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.225月分、指定職職員についてはそれぞれ1.05月分）に(3)　初任給調整手当医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定(4)　委員、顧問、参与等の手当指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ（34,200円→34,300円）　２　在宅勤務等手当の新設在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費の費用負担等が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当（月額3,000円）を新設　３　任期付研究員法の改正　　　俸給表及び期末手当の引上げ４　任期付職員法の改正俸給表及び期末手当の引上げ |  勧告どおり | 　　5.4.1 　5.11.24　　6.4.1　　5.4.1　　6.4.1　　5.4.1(期末手当は5.11.24と6.4.1） |